

奈良県訓令第十号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十五号中「道路政策官」の下に「防災政策官」を加え、同条第二十五号イ中「政策官」の下に「（防災政策官を除く。）」を加え、同号ロ中「まちづくりプロジェクト推進課」を「防災政策官、まちづくりプロジェクト推進課」に改める。